

# 11. 「小山駅東口周辺地区」地区計画

●都市計画決定：平成14年5月17日(告示第48号・決定)  
 平成26年9月19日(告示第73号・変更)  
 平成30年4月1日(告示第24号・最終変更)

名称	小山駅東口周辺地区	
位置	小山市駅東通り1丁目、駅東通り2丁目の各一部	
面積	約5.2ha	
地区の区分	地区の名称	A地区
	地区の面積	約4.6ha
建築物の用途の制限		B地区
		約0.6ha
建築物の敷地面積の最低限度		次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。 1. 1階から3階までの部分を住宅の用途に供するもの 2. 建築基準法別表第2(ほ)項第2号に掲げるもの 3. 同法同表(り)項第2号及び第3号に掲げるもの
		3,000㎡
壁面の位置の制限		ただし、公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の用に供するついでにはこの限りではない。
		建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から、道路境界線又は隣地境界線までの距離は、1.0m以上とする。ただし、都市計画道路3・3・102号未来通りの幅員22m部分に面する部分は3.0m以上とする。
建築物等の形態又は意匠の制限	建築物の形態、意匠、色彩は周辺と調和するものとする。広告物を設置する場合には、自己用のものに限るものとし、その形態意匠については、周辺と調和するものとする。	
かき又はさくの構造の制限	かき又はさくを設置する場合は、生垣、フェンス等開放性のあるものに限る。	

### <参考>

- ・建築基準法別表第2(ほ)項  
 第2号：【マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等】
- ・同法同表(り)項  
 第2号：【キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホール等】  
 第3号：【個室付浴場業に係る公衆浴場等】

※これは概要です。詳細は建築指導課にお問合せください。

# 地区計画区域図

